

## 議第13号

## 令和8年度京都市公共下水道事業特別会計予算

## (総則)

第1条 令和8年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 流 入 下 水 量		<sup>m<sup>3</sup></sup> 334,756,000	
1 日 平 均 流 入 下 水 量		917,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道整備事業		19,500,000	
下水道管路の改築更新 ・地震対策		9,685,000	老朽管の改築更新及び重要な管 路の耐震化等
下水処理施設の改築更 新・地震対策		5,443,000	水環境保全センター施設の改築 更新及び地震対策
浸 水 対 策		4,087,000	雨水幹線等の整備
水 環 境 対 策		285,000	区画整理事業に伴う汚水整備等

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 公共下水道事業収益	51,657,000千円
第1項 事 業 収 益	43,208,551千円
第2項 事 業 外 収 益	8,112,212千円
第3項 特 別 利 益	336,237千円

## 支 出

第1款 公共下水道事業費用	48,997,000千円
---------------	--------------

第1項 事 業 費 用	45,142,121千円
第2項 事 業 外 費 用	3,854,879千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,108,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,375,000千円、当年度利益剰余金処分額350,702千円、損益勘定留保資金等23,382,298千円で補填するものとする。）。

取 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	18,290,000千円
第1項 企 業 債	13,298,000千円
第2項 出 資 金	500,000千円
第3項 国 庫 補 助 金	3,796,600千円
第4項 工 事 負 担 金	358,847千円
第5項 分 担 金	750千円
第6項 そ の 他 資 本 的 収 入	335,803千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付 事業資本的収入	18,000千円
第1項 貸 付 金 回 収 金	18,000千円
合 計	18,308,000千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	43,398,000千円
第1項 建 設 改 良 費	20,859,320千円
第2項 企 業 債 償 還 金	19,670,914千円
第3項 投 資	2,867,766千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付 事業資本的支出	18,000千円
第1項 貸 付 金	18,000千円
合 計	43,416,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	令和8年度から令和13年度まで	千円 13,000,000
下水汚泥固体燃料化事業	令和8年度から令和22年度まで	900,000
諸施設整備	令和8年度及び令和9年度	180,000
公用車リース	令和8年度から令和10年度まで	54,000
諸施設修繕	令和8年度及び令和9年度	300,000
施設運転管理等業務	令和8年度から令和13年度まで	3,724,000

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設改良費	千円 12,976,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率
流域下水道建設分担金	322,000			起債の日から据置期間を含め40年以内に、元金均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
計	13,298,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち350,702千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 基金造成積立金 350,702千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治